



日	月	火	水	木	金	土
			1	2 A	3	4
5	6	7 B	8	9 C	10	11
12	13	14 D	15	16 A	17	18
19	20	21 B	22	23	24	25
26	27	28 D	29	30		

町では商店の減少や高齢化社会に対応するため、日常の買い物にお困りの方を支援する「移動販売 福の助商店（高齢者等買い物弱者移動販売事業）」を令和2年1月より開始しました。移動販売事業は水郷つくば農協に委託し、日常生活に必要な食料品やお肉、お魚、惣菜、地場産野菜、日用雑貨品などを販売しています。

ぜひ、ご利用ください！ ※お買い物の際は、買い物袋をご持参ください。

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:15	運動の公園 (利根ニュータウン②)
10:25 ~ 10:50	フレッシュタウン自治会館前駐車場 (利根フレッシュタウン①)
11:00 ~ 11:25	柳田国男記念公苑駐車場 (馬場)
11:35 ~ 11:55	福木沖集会所 (福木)
13:30 ~ 13:55	羽中集会所 (羽中)
14:05 ~ 14:30	南野原集会所 (中谷③)
14:40 ~ 15:05	地域ふれあいセンター (中谷①)
15:15 ~ 15:40	加納新田上坪集会所前 (加納新田①)

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:10	八幡台集会所 (八幡台)
10:20 ~ 10:40	ぞうさん公園 (第二公園) (利根フレッシュタウン③)
10:45 ~ 11:05	自転車公園 (第一公園) (利根フレッシュタウン②)
11:35 ~ 12:00	布川台集会所駐車場 (布川台)
13:40 ~ 14:05	内宿集会所 (内宿)
14:20 ~ 14:45	加納新田中坪集会所 (加納新田②)
15:00 ~ 15:20	土手下 木村様宅前 (押付新田②)
15:25 ~ 15:45	旧文農協跡地 (上曾根②)

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:10	押付新田集会所 (押付新田①)
10:20 ~ 10:45	羽根野台第一公園 (羽根野台)
10:55 ~ 11:20	早尾台中央公園 (早尾台①)
11:30 ~ 11:50	早尾台自治会館敷地内駐車場 (早尾台②)
13:30 ~ 13:50	天神様 (早尾①)
14:00 ~ 14:20	早尾台緑地広場 (早尾②)
14:30 ~ 14:50	豊島典夫様宅前 (上曾根①)
15:00 ~ 15:20	利根町文化センター駐車場 (下曾根)
15:30 ~ 15:50	羽根野集会所 (羽根野)

時間	販売場所 (地区)
09:50 ~ 10:15	押戸集会所 (押戸)
10:25 ~ 10:50	農協間倉庫駐車場 (立木)
11:00 ~ 11:25	惣新田集会所 (惣新田①)
11:30 ~ 11:50	旧惣新田下坪宮農組合倉庫前 (惣新田②)
13:40 ~ 14:05	風の公園 (利根ニュータウン①)
14:15 ~ 14:40	第二公園 (白鷺の街)
14:50 ~ 15:10	下中谷防火水槽脇・リサイクル集積所 (中谷②)
15:20 ~ 15:40	増田照樹様宅敷地内 (立崎)

▶移動販売車の運行などに関する問い合わせ (販売委託先)  
水郷つくば農業協同組合  
竜ヶ崎地区本部 営農課 ☎62-2211  
▶運営主体  
福祉課 高齢介護係 ☎68-2211 (内線127)

※天候や道路状況により到着時間が遅れる場合や、荒天時には予告なしに販売を中止することがあります。  
当日の運行状況は  
【公式 Twitter @tonefukunosuke】  
でチェックできます！ QRコード▶



児童扶養手当 8月31日(火)までに提出を!!

児童扶養手当の受給資格認定を受けている方は、**8月31日(火)まで**に現況届を提出してください。(現況届の用紙などは、7月末に郵送しました。)  
前年の所得に応じて、支給額が見直されますのでご注意ください。  
また、監護する児童および父または母が、養育費用として受け取る金品などは、その8割が所得として加算されますので「養育費に関する申告書」に記入し、提出してください。  
※この届出がないと、11月以降の手当を受けることができません。

児童扶養手当について

▼児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として、支給される手当です。  
※児童扶養手当を受給するためには子育て支援課へ申請(認定請求)が必要です。



▼対象となる方

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童および心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満)について、父・母またはその児童を養育している方(養育者)がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。  
父母が婚姻を解消した児童/父または母が死亡した児童/父または母が一定程度の障がいのある児童/父または母の生死が明らかでない児童/父または母が1年以上遺棄もしくは拘禁されている児童/母が婚姻によらないで生まれた児童/母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※次のような場合、対象とはなりません。

- ・児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
- ・父、母または養育者が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき
- ※右記以外にも対象とならない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

▼所得制限

手当を受ける人の前年の所得が一定の額以上ある場合は、その年度(11月から翌年の10月まで)は、手当の全部

または一部が支給停止されます。  
また、所得には、前年父または母および、児童が受け取った養育費の8割が合算されます。  
なお、扶養義務者(同居の直系血族および兄弟姉妹)などの所得による所得制限もあります。

▼手当額(月額)

受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。

○児童1人の場合	1万180円
全部支給…4万3160円	
一部支給…4万3150円	
○児童2人以上の場合	
全部支給…1万190円	
一部支給…1万180円	
一部支給…5100円	
・3人目	
全部支給…6110円	
一部支給…6100円	
一部支給…3060円	

▼申請手続きに必要なもの

申請に当たっては、受給資格者および該当する児童の戸籍簿本などが必要です。  
※申請理由や世帯状況などにより必要なものが異なりますので、子育て支援課にご相談ください。

▼公的年金給付との併給

児童扶養手当の受給資格者や対象児童が公的年金給付などを受給できる場合および対象児童が公的年金の加算対象となっている場合は、その受給額および加算額の月額が児童扶養手当月額(所得制限後の額)より低い場合にその差額が支給されます。  
令和3年3月分の手当以降、障害基礎年金などを受給している方は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。



▼問い合わせ先

子育て支援課 子ども福祉係 ☎68-2211 (内線144-145)